

令和2年度
伊勢市男女共同参画基本計画
実施状況報告書

令和3年12月
伊 勢 市

1 はじめに

この実施報告書は、伊勢市男女共同参画推進条例第 15 条の規定に基づき、令和 2 年度に実施した施策等の状況についてとりまとめたものです。

伊勢市男女共同参画都市宣言、伊勢市男女共同参画推進条例の理念に従い、平成 30 年 3 月に策定した第 3 次伊勢市男女共同参画基本計画に掲げた施策に取り組んだ成果と、それに対する伊勢市男女共同参画審議会による評価を明らかにすることで、今後もさらに市民・事業者・教育者等と連携しながら、男女共同参画社会の実現を目指していきます。

2 年次報告の構成（目次）

1	はじめに	1
2	年次報告の構成（目次）	1
3	施策体系	2
4	事業総括と具体的な取り組み	3
	Ⅰ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	
	Ⅱ 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
	Ⅲ 働く場における男女共同参画の促進	
	Ⅳ 家庭・地域における男女共同参画の推進	
	Ⅴ 人権の尊重と心身の健康支援	
	Ⅵ 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	
5	指標	22
6	審議会による評価及び意見	24
7	資料	25
	・都市宣言	
	・基本理念	

3 施策体系

全ての人が個人として能力を十分に発揮し共に活躍できる 男女共同参画社会の実現

【基本目標】	【施策の方向】	【重点項目】
I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	①男女共同参画に関する広報・啓発の充実 ②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実 ③学校等における男女共同参画教育の推進 ④国際的視野に立った男女共同参画の推進	男女共同参画の意識普及の推進
II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	⑤市の審議会、委員会等への女性登用促進 ⑥女性職員の管理・監督職への登用促進 ⑦事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進	女性の活躍推進
III 働く場における男女共同参画の促進	⑧雇用の場における男女共同参画の推進 ⑨ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑩女性の就労・能力開発のための支援	
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	⑪家庭生活における男女共同参画の推進 ⑫地域活動における男女共同参画の推進 ⑬育児・家庭介護支援の充実 ⑭男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	防災における男女共同参画
V 人権の尊重と心身の健康支援	⑮性別に左右されない人権尊重の意識づくり ⑯生涯にわたる健康の支援 ⑰性と生殖に関する健康支援の充実	
VI 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	⑱暴力を許さない社会の意識づくり ⑲ドメスティック・バイオレンスへの対策 ⑳セクシュアル・ハラスメント等への対策	

施策の方向のうち、⑤～⑭は、女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置づける項目
 施策の方向のうち、⑱～⑳は、配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画に位置づける項目

4 事業総括と具体的な取り組み

I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

「男だから、女だから」という固定概念にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる社会にしていくためには、男女共同参画の意識を高めることが必要です。

市民への意識啓発としては、市民団体「NPO 男女共同参画れいんぼう伊勢」への委託により、「パートナーの日」啓発事業、映画上映会などを実施しました。また、市民ボランティアの方の企画編集で、広報いせへ「めざそや！共同参画」というタイトルの啓発記事を年3回掲載しました。

学校教育においては、性別にこだわらず自分らしく生きる教育の機会を捉え実践し、保護者へも学校たよりなどを活用した啓発を継続してすすめています。また、教職員も研修を通じて男女共同参画の意識の向上に努めています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、イベントなど人々の交流を生み出す事業を開催することが難しいという状況は、今後当面継続することが予想されます。これまでとは異なる視点で工夫を凝らした啓発方法を模索し、様々な年代、立場の人に向けた意識啓発を行う必要があります。

①男女共同参画に関する広報・啓発の充実

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
市広報紙などによる啓発	広報いせやリーフレットなどを通じた、わかりやすく実践につながる情報発信に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いせへ啓発記事「めざそや！共同参画」を年3回掲載した。 ・広報いせやホームページなどを活用し、男女共同参画に関する啓発記事やイベント情報などを提供した。 ・「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動実施期間」等について、広報いせ、ホームページ、行政チャンネルへ掲載し、啓発に努めた。 	市民交流課 広報広聴課
パートナーの日(8月17日)の推進	「パートナーの日」のねらいを周知し、様々な場で相手を思いやる実践ができるよう啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・8月8日発行の伊勢志摩ホームニュースに新聞広告を掲載し、「パートナーの日」の周知を図った。 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)

		<ul style="list-style-type: none"> ・市役所1階市民ホールにおいてパネル展示を実施したほか、市役所庁舎に啓発のための懸垂幕を設置した。(8月3日～17日) ・市職員による啓発Tシャツの着用(7月1日～8月31日) ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、毎月17日を「パートナーの日推進デー」と位置付け定時での退庁を呼びかけた。 	職員課 市民交流課
市民との協働による意識啓発	市民団体との連携を図り、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図ります。	・市民団体と共同で男女共同参画の視点に立ったイベント開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
定期的な意識の把握と啓発活動	男女共同参画に関する市民の意識をアンケートなどにより定期的に把握し、取り組みの成果を評価するとともに、新たな施策への反映を図ります。	・市全体で行う市民アンケートにおいて本計画の指標としている項目を調査した。	市民交流課 情報政策課

②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
講演会、セミナーなどの開催と支援	講演会やセミナーなどを開催し、指導者の育成を進めるとともに、市民・事業者による取り組みを支援します。	・県内連携映画祭の開催 (11月21日、150人参加)	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
誰もが参加しやすい講座・セミナーなどの開設	誰もが参加しやすい講座・セミナーなどの開催を目指し、託児サービスの充実、開催時間の配慮、内容の工夫などを行います。	・取り組みなし (新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からイベントを中止した。また例年映画祭で実施している託児サービスについても、令和2年度は実施しなかった。)	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
男性への啓発	男性に向けた取り組みを積極的に行います。	・取り組みなし (新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からイベント等は実施しなかった)	市民交流課 (れいんぼう伊勢)

③学校等における男女共同参画教育の推進

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
学校教育における推進	子どもたちが社会における女性の参画について正しい知識を習得するとともに、すべての子どもが自分の将来に展望を持ち、自己実現を図れるように、学校、家庭、地域などにおける男女の相互協力や男女の対等な社会参画について学ぶ教育の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校、幼稚園において、子どもたち一人ひとりが自分らしく生きる教育を実践した。 ・学校における職場見学やで様々な職業に触れる機会を設定した。 ・家庭科、学活などを通して、「意識・慣習」「家事労働」の視点で考える授業を実践した。 	学校教育課
人権教育の推進	子どもたちが、様々な人権問題を自分の生活や生き方と重ね合わせて考え、すべての人の人権尊重に向けて、実践行動に移していけるように人権学習の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区を単位として小中学校にて授業交流を実施し、人権学習の充実に努めた。 ・市内 10 中学校区のうち5中学校区を研究指定校区に指定した。 	学校教育課
教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実	学校・幼稚園・保育所などの教育・保育の場において、子どもたちと直に接する教職員や保育士などを対象とした研修の機会を充実し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校や園単位で、県教委作成のリーフレットや国等の資料を活用した研修を実施した。 	学校教育課
保護者への推進	学校行事、PTA活動などを通じて、保護者や地域に男女共同参画の理念がさらに広がるよう取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校たよりなどを活用した啓発を行った。 	学校教育課
メディア・リテラシーの向上	成長途中の子どもの人格形成に大きな影響力をもつメディアに対し、正しく情報を判断し、活用できる能力の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校において、インターネット掲示板等の危険性やトラブル・健康被害に対する予防・対応などに関する情報モラル教育を実施した。また、保護者や教職員向けの情報モラル講座を開催した。 	教育研究所

④国際的視野に立った男女共同参画の推進

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
国際社会の情報の収集、提供	男女共同参画に関する国際的な情報を収集し、必要に応じ提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する国際的な指数(ジェンダーギャップ指数)について情報提供を行った。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国際交流フェスティバル代替事業として、国際交流オンラインセミナーを開催した。(3月7日、41人参加) 	市民交流課
多文化共生の推進	日本と外国の歴史・文化や生活習慣、言葉を学ぶ機会をつくります。		

II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

あらゆる分野で主体的に活躍している女性が増えてきました。しかしながら、企業の管理職や団体の代表など、政策・方針決定の場にはまだまだ少ない状況です。周囲の男性の意識改革に加え、女性の行動力が必要です。

市の委員会、審議会などの女性委員の登用状況については、所属長宛に文書による促進を行うとともに、登用を推進するために協議を重ねました。

今後さらに男女双方の意識啓発と、女性の人材育成に取り組む必要があります。

①市の審議会、委員会等への女性登用促進

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
女性委員の積極的登用	市の委員会、審議会などの女性委員が40%以上となることを目標とします。また、女性委員がない委員会などの解消を目指し関係各課に積極的に働きかけ、女性の登用を推進します。	・庁内各課へ書面により要請を行った。(4月16日)	市民交流課 (各課)
	委員構成の見直し、団体推薦などによる女性委員の登用、公募委員制の拡大など、男女が参画しやすいしくみづくりを進めます	・女性登用の目標達成が困難な場合は、担当課と事前に協議を行い、登用拡大に努めた。	市民交流課 (各課)
女性人材の把握と活用	女性の登用を進めるため、女性人材の育成・把握に努め、積極的に各委員会へ推薦します。	・女性管理職育成セミナーを開催し、人材育成に努めた。(2月4日、11人参加)	市民交流課

②女性職員の管理・監督職への登用促進

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
女性職員の積極的登用	女性の視点が組織の政策・方針決定の場で反映されることを目指し、女性職員の管理・監督職への登用を進めます。	・令和3年4月1日付異動において、女性職員の新たな登用を次長級1名、課長級2名、課長補佐級6名、係長級10名行った。 (※)	職員課
	あらゆる部署に男女がバランスよく配置されるような職員配置を目指します。	・男女バランスのほか、所属での業務内容・年齢構成・経験年数などを考慮した配置を実施した。	職員課

(※) 【参考】 係長級以上の職員：男性 69.6% (307人)、女性 30.4% (134人)

係長級以上の女性職員は、前年比 1.0%増 (5人増)

③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進	市内事業者の方針決定の場へ女性の意見が反映されるよう、女性職員の管理・監督職への登用を働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍に優れた取り組みをしている事業者を募集し表彰した。 【女性の活躍推進『きらり』賞】 有限会社 くるべ ・市内 16 企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りをするとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参画の推進を踏まえつつ啓発に取り組んだ。(訪問期間:12月3日～12月11日) 	市民交流課
地域活動団体等の様々な活動の場への参画促進	地域活動団体等の会則や規約に、方針決定の場に男女が偏らず参画することを盛り込むよう働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会の代議員に女性の参画が増えるよう働きかけた。 	市民交流課

Ⅲ 働く場における男女共同参画の促進

働く場における男女共同参画の促進に関しては、女性の登用状況、休暇制度などの実態を知るため、企業訪問を実施しました。また、働く意欲のある女性を対象に就職に向けた意識を高めていただくためのセミナーの実施や、起業を希望する女性を対象とした「起業相談会」、働く女性が抱える課題や不安の解消や自身のキャリア形成に関する意識の向上を促す「女性管理職育成セミナー」を開催しました。加えて、男女共同参画の推進に優れた取り組みをしている事業者を表彰しました。

企業訪問の結果から、男女共同参画の推進に積極的な企業がある一方で、必要性に理解を示すものの実際の取り組みは困難であると考えている事業者もいることが分かりました。

男女が共に生き生きと働くことができる社会を目指し、男女共同参画推進に向けた意識の向上を、事業主と従業員双方に働きかけていく必要があります。

①雇用の場における男女共同参画の推進

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
関係法令などの 広報、啓発など	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、労働基準法などの趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけることにより、募集、採用、賃金、昇給、昇進などにおける男女平等の実現を目指します。また、育児休業・介護休業制度の周知徹底と定着を図り、必要な時に取得できるよう働きかけを行います。	<p>・男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新たに規定された新型コロナウイルス感染症に関する措置のリーフレットを所管施設に設置し、啓発を行った。</p> <p>【再掲】</p> <p>・市内 16 企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りをするとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参画の推進を踏まえつつ啓発に取り組んだ。(訪問期間:12月3日～12月11日)</p>	<p>商工労政課</p> <p>人権政策課 市民交流課</p>

<p>女性雇用の促進と企業における管理職などの意識啓発</p>	<p>男女共同参画社会の実現のために、条例で定めた「事業者が果たすべき役割」の周知に努め、女性が社会参加し、実力を発揮する場としての就労機会の拡大を関係機関と連携し、企業などへ働きかけます。</p>	<p>【再掲】 ・女性活躍に優れた取り組みをしている事業者を募集し表彰した。 【女性の活躍推進『きらり』賞】 有限会社 くろべ ・市内 16 企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りをするとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参画の推進を踏まえつつ啓発に取り組んだ。(訪問期間:12月3日～12月11日)</p>	<p>人権政策課 市民交流課</p>
---------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

②ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
<p>ワーク・ライフ・バランスの推進のための広報・啓発</p>	<p>仕事と育児・介護の両立を支援することの必要性について、事業所などに向けて発信します。また、男性職員の育児・介護休暇の取得促進を図ります。</p>	<p>・年次有給休暇の時間単位取得促進、計画的付与制度の紹介記事を広報いせに掲載した。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者を募集し表彰した。 【仕事と生活の調和実践賞】 株式会社 コムデッキ 株式会社 ゴーリキ</p>	<p>商工労政課 市民交流課</p>
	<p>事業主、従業員共に、男性中心型労働慣行の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進を啓発します。</p>	<p>【再掲】 ・市内 16 企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りをするとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参</p>	<p>市民交流課 人権政策課</p>

		画の推進を踏まえつつ啓発に取り組んだ。(訪問期間:12月3日～12月11日)	
--	--	----------------------------------------	--

③女性の就労・能力開発のための支援

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
女性の起業への支援	起業する女性に対して、関係機関と連携しながら、必要な情報を提供するとともに、相談に応じるなどの支援を行います。	<p>・事業者や管理職を対象に「ワークライフバランス推進セミナー」を開催し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを働きかけた。 (参加者 30 社。来場・オンライン視聴・録画配信)</p> <p>・伊勢市産業支援センターにおいて「女性による女性のための起業セミナー等」を実施した。</p> <p>①第1回女性起業セミナー&座談会 (11月13日、19人参加)</p> <p>②第2回女性起業セミナー&座談会 (1月22日、11人参加)</p> <p>③第3回女性起業セミナー&座談会 (2月26日、13人参加)</p>	商工労政課
再就職の支援	出産・育児、介護などにより離職し、再就職したい意欲のある人に対する支援を、関係機関と連携して行います。	<p>・働く意欲のある女性を対象に、WEB面接やビジネスマナー、自己分析などの講義やハローワーク、ポリテクセンターの紹介を行い、就職に向けて意識を高めていただくセミナーを開催した。 (2月25日、5人参加)</p>	商工労政課
女性が個性と能力を発揮できるような職場環境の推進	女性が安心して健康に働き続けることができる職場環境づくりを事業所に働きかけていくとともに、働くことを希望する女性に対しては、研修受講などの機会を創出します。	<p>・働く女性を対象に女性管理職育成セミナーを開催し、働く女性が抱える課題や不安の解消、モチベーションアップ、スキルアップなど、自身のキャリア形成に関する</p>	市民交流課

		<p>する意識の向上を促した。(2月4日、オンライン開催、13人参加)</p> <p>【再掲】</p> <p>・市内16企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りをするとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参画の推進を踏まえつつ啓発に取り組んだ。(訪問期間:12月3日～12月11日)</p>	
家族経営の労働条件の改善	農業など家族経営に従事する女性が、仕事と家事の区別なく働き続けることを解消できるよう、労働条件の改善を働きかけます。	・認定農業者の認定更新時における相談会にて家族経営協定を紹介し、締結を勧めた。	農林水産課
ハラスメント防止対策	性別による差別的取り扱いや、出産・育児などによる不利益をこうむらないように事業所などに働きかけを行います。	<p>【再掲】</p> <p>・市内16企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聴き取りをするとともにパンフレット・リーフレットを配布し、「女性の人権」という観点から「職場における人権課題」についてや、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に情報提供を行うなど、男女共同参画の推進を踏まえつつ啓発に取り組んだ。(訪問期間:12月3日～12月11日)</p>	市民交流課

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭・地域では固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、「しきたりや慣習」を見直すことは大変困難なことのようには思われます。しかし、家族構成やライフスタイルなどが多様化している現代では、性別で役割を固定するのではなく、男性も女性も家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、自らの意思で生き方を選択できる社会の実現が求められます。

家庭に向けた取り組みとして、介護予防知識の普及、保育サービスや放課後児童クラブによる支援などを行い、家庭における男女共同参画を啓発しました。

地域への取り組みとしては、避難所運営マニュアル作成時に男女共同参画の視点の重要性について助言を行いました。

①家庭生活における男女共同参画の推進

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
家庭生活における啓発	家事、育児、介護などの家庭における活動について男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たす意識を高めるため普及啓発を進めます。	【再掲】 ・取り組みなし (新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からイベント等は実施しなかった)	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
	男性の家事・育児・介護参加を促進します。		

②地域活動における男女共同参画の推進

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
地域活動における啓発	自治会やまちづくり協議会など地域活動への積極的な参加を促すとともに、性別にこだわらず責任のある立場を担う意識づくりを進めます。	・まちづくり協議会の役員などの選出時に女性委員を積極的に登用するよう働きかけた。	市民交流課
	固定的な性別役割分担意識に基づく慣習、取り決めなどを見直すよう働きかけます。		

③育児・家庭介護支援の充実

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
公的サービス等の周知と充実	介護保険制度や公的保健福祉サービスの周知徹底により、女性に偏りがちな介護等の負担軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度について広報いせへの掲載やパンフレットを利用し市民への周知に努めた。 ・老人会対象の健康教育(36回、544人)にて介護予防に関する知識の普及と啓発を実施 	介護保険課 健康課
	多種多様な保育サービスや放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターを充実させて、親が安心して育児と仕事を両立できるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育(10施設)、休日保育(2施設)、一時保育(5施設)を実施した。 ・放課後児童クラブ(34か所:公設9民設25)の委託運営やファミリーサポートセンター事業の実施 	保育課 子育て応援課

④男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
男女共同参画の視点に立った防災活動	災害への備えに対する知恵や避難所運営などには女性の視点や女性の活動が不可欠であり、その必要性や具体的な手法について、研修会や防災講習会などを通じて伝え、女性の参画を推進します。	・伊勢市防災大学など市が主催となる講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった。	危機管理課 市民交流課
	避難所運営マニュアル作成時には、性別に配慮した避難所運営を実施するため、男女共同参画の視点に立った検討体制を提案します。	・地域が作成する避難所運営マニュアルの作成時の支援において、男女共同参画の視点を取り入れるよう助言を行った。	

V 人権の尊重と心身の健康支援

性別に左右されない人権尊重の意識づくりでは、広報いせやリーフレットを通じた啓発のほか、「女性の人権」をテーマにしたセミナーの開催や、「いせ人権映画祭」におけるLGBTをテーマとした映画の上映などを実施しました。また、女性の健康支援として、パネル展示やリーフレット配布による啓発、健康教育などを行いました。安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ママ☆ほっとテラス（子育て世代包括支援センター）」を拠点に、母子コーディネーター（保健師）や助産師が中心となり、妊娠初期から切れ目ない支援の充実を図りました。妊娠初期からの不妊不育治療を行っている夫婦に対しては、治療にかかる費用（医療費）の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図りました。加えて、若い世代に対して、性に関する正しい知識と理解を深めるため、学校教育において性的マイノリティについて正しい理解を促すための講演会を実施しました。

男女共同参画を進めていく上でも人権意識は欠かせません。性別や年齢にかかわらず、人生のどの段階にあっても人として尊重され、心身ともに健康に暮らすことができる社会をめざすための取り組みを、今後も継続して進めていく必要があります。

①性別に左右されない人権尊重の意識づくり

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
性別に左右されない人権尊重の意識づくり	社会に根強く残っている男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女が対等な立場で協力し、責任を持ち、お互いをよきパートナーとして認め合い、自分らしく行動できる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いせやパンフレットを通じて「女性の人権」について啓発を実施した。 ・10月23日に「女性の人権」をテーマに第2回人権セミナーを実施した。（参加者25人） 	人権政策課
人権意識に基づく個人の尊重	男女がともに尊厳を持ち、認め合い、理解することで、人権尊重の意識を高め、一人ひとりが自由に能力を発揮して活躍できる社会の実現を進めます。	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報いせやパンフレットを通じて「女性の人権」について啓発を実施した。 ・10月23日に「女性の人権」をテーマに第2回人権セミナーを実施した。（参加者25人） 	人権政策課
LGBTに関する理解促進	LGBTに関する情報提供や理解を深めるための学習機会の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月13日（土）に行われた「第6回いせ人権映画祭」において、LGBTをテーマとする映画を1作品上映し、多様な性を理解し、一人ひとりの人権が尊重できる社会の実現に向けて啓発を行った。（参加者153人） 	人権政策課

②生涯にわたる健康の支援

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
保健事業の充実	健康教育、健康や性に関する相談、訪問指導などの保健事業の充実に努め、生涯を通じた健康づくりを支援します。ライフステージに応じた健康問題や、更年期障害などの加齢による健康問題について正しい知識等の情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児健診の際、女性がん、生活習慣病に関するパネル展示、リーフレットの配布による情報提供を行った。 ・3月の「女性の健康週間」では健康テラスに女性の健康に関するコーナーを作り、リーフレットの配布やCATVによる啓発を行った。 	健康課

③性と生殖に関する健康支援の充実

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
女性の健康についての理解促進	妊娠・出産期の女性の健康・家族計画についての理解促進のため、妊産婦への情報提供の機会を充実します。また、男性の理解促進、育児参加を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ママ☆ほっとテラス(子育て世代包括支援センター)」を拠点に、母子コーディネーター(保健師)や助産師が中心となり、妊娠初期から切れ目ない支援の充実を図った。(ママ☆ほっとテラス来所者数 1,077 人) ・パパとママの教室時、母子健康手帳交付時に、妊娠期に起こりやすい貧血予防や禁煙指導など健康に関する啓発を実施した。(教室参加者 92 人、個別沐浴指導:34 人、母子手帳交付者 811 人) ・産後は助産師による母乳や育児に関する相談事業を実施した。(おめでとうコール 711 人、おっぱい相談会 325 人) 	健康課

<p>性に関する正しい知識の普及啓発</p>	<p>性に関する正しい知識と理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じた教育の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育科保健分野での学習及び道徳や学活を活用した授業を実践した。 ・性的マイノリティについて、正しい理解のために講演会を実施した。 	<p>学校教育課</p>
<p>不妊不育に悩みを抱える男女の支援</p>	<p>「不妊不育治療医療費助成事業」により、治療費の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。また、相談センターの紹介、情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊不育治療費の一部助成を行い経済的な負担の軽減を図った。 <p>(一般不妊治療:96人、特定不妊治療86人、内不育治療0人)</p>	<p>健康課</p>

VI 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から振られる暴力。以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメントや、虐待行為など、あらゆる暴力は女性や子供、高齢者や障がい者など弱い立場にある人が被害者となる場合が多く、表面化しにくい傾向にあります。その背景には男性が女性を、上司が部下を、大人が子供を、強い立場にある人が弱い立場にある人を、守るのではなく支配することを容認してきた社会意識があることが指摘されています。こうした強者優位の社会意識を変え、暴力はいかなる理由があろうとも許されるものではないとの認識を確たるものにする必要があります。

広報いせなどによる啓発に加え、虐待の早期発見・保護を図るための担当者による会議開催や専門職員への啓発と協力要請を行ったほか、常勤の女性相談員を配置し、各関係機関と連携して支援する相談体制を構築しました。また、DV被害者支援に関しては、関係部署の担当で研修会を開催し、適切な事務の取扱いに関して情報共有し、DV被害者からの申出による住所情報の保護に市役所一体となって取り組みました。

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶のためには、暴力を許さない社会の意識づくりに向けて、市民と関係部署が力を合わせて、啓発活動や取り組みを進めていく必要があります。

①暴力を許さない社会の意識づくり

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
暴力を許さない社会意識の形成	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントやストーカー行為、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待など、いかなる暴力も許さないという意識の浸透のため、正しい知識・認識の普及啓発をさらに充実していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図るため、関係機関で組織する子ども家庭支援ネットワークの代表者や実務担当者による会議を開催した。 ・児童虐待防止を目的とした知識・認識の普及のための研修会及び啓発については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した開催、図書館を活用した啓発に変更し実施した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報いせなどにより啓発を行った。 	<p>子育て応援課</p> <p>市民交流課</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の防止及び早期発見、高齢者の保護に資するため、広報紙、ホームページを活用した啓発活動を実施した。また介護支援専門員を対象に、虐待を察知する力や迅速な相談・通報等対応力の向上を図るため、啓発資料を提供し協力要請を行った。 ・広報いせやホームページ、子育てハンドブックを通じて、相談窓口の情報を発信した。 	福祉生活相談センター
発生防止と早期発見	広報紙、市のホームページ、パンフレットなどにより、相談窓口の周知を図るとともに、あらゆる暴力の発生防止と被害の早期発見に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いせやホームページ、啓発チラシ、子育てハンドブックを通じて、相談窓口の情報を発信した。 	子育て応援課

②ドメスティック・バイオレンスへの対策

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
DVについての正しい知識、認識の啓発	DVを許さない社会をつくるために、DVに対する正しい知識・認識を持ってもらうよう、効果的な情報発信を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談を通じて、DVに対する正しい理解について周知した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、街頭啓発を変更し窓口へのリーフレットの配架及び民生委員への配布を行った。 <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報いせなどにより啓発を行った。 	子育て応援課 市民交流課
	DV被害者に対して、相談・支援体制などに関する情報提供を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いせやホームページ、リーフレットを通じて、相談窓口の情報を発信した。 	子育て応援課

<p>相談体制の整備・充実</p>	<p>こども家庭相談センターを中心に女性相談員、警察、学校、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を強化し、DV被害者が、相談をしやすい体制の整備、充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談員（常勤）を配置し、各関係機関と連携した相談・支援体制を構築した。 	<p>子育て応援課</p>
<p>被害者の自立支援</p>	<p>DV被害者が加害者から逃れ、経済的、精神的に安心して生活を送れるよう、関係機関と連携し、様々な方策の活用による自立支援を行います。</p> <p>DV被害者から住民基本台帳事務などにおける支援措置申出があった場合は、市の関係部署で情報を共有し、被害者の安全確保に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談者が安心して生活を送れるよう助言し、関係機関と連携して支援策を検討した。 住所保護の申出への対応 支援措置申出があった場合は市の住所情報を扱う関係部署と情報共有した。 DV被害者の方へ、新たな基礎年金番号付番等の措置を講じてくれるため、年金事務所への届出をするよう勧奨した。 DV被害者から住民基本台帳事務などにおける支援措置申出があった場合は、課内で情報を共有し、被害者の安全確保に取り組んだ。 	<p>子育て応援課</p> <p>戸籍住民課 市民交流課</p> <p>医療保険課</p> <p>(各課)</p>

③セクシュアル・ハラスメント等への対策

施策	内容	令和2年度の具体的な取り組み	実施部署
セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為についての正しい知識、認識の啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為を防止するため、雇用の分野のほか、地域や日常生活の場においても発生することなど、正しい知識と認識の情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談を通じて、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為に対する正しい理解を周知した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報いせへの記事掲載やパネル展示などにより啓発を行った。 	<p>子育て応援課</p> <p>市民交流課</p>
若年層の女性に対する性的暴力の周知啓発	AV 出演強要や「JKビジネス」問題などの女性に対する暴力を防止するため、注意喚起や相談窓口の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせてパネル展示により啓発を行った。 	市民交流課

5 指標

■成果目標に係る数値の推移




下記の表は、第3次伊勢市男女共同参画基本計画において、基本目標ごとに掲げた成果目標について、計画策定時である2017年度から令和2年度に至るまでの毎年度の実績値と、計画目標年度である2022年において達成を目指す第3次計画目標値を一覧表としてまとめたものです。




各目標項目に関する数値の下に括弧で示している数値（人数）は、市民意識調査などでその項目に回答した人の総数を示しています。そのため、例えば「市民意識調査における『男は仕事、女は家庭』への否定率（男女全体）」では、回答者数1096人のうちの52.3%が『男は仕事、女は家庭』という考え方を否定（回答欄で「そう思わない」または「あまりそう思わない」と回答）したということになります。













「前年度の比較」では、各年度の数値が、前年度の数値よりもどれだけ増減しているかを表しています。

「達成率」は、第3次計画目標値を100としたときに、各年度の実績値が占める割合を示したものです。また、男女の平等感については各年度の値を目標値である50%により近づけることを目指しているため、達成率ではなく「目標値と各年度の値の差」を示しています。

目標項目の中には、達成率が100%を超えているものもありますが、これらについては令和2年度第2回審議会での審議により、そのまま目標年度まで同水準を保つことを目標とすることとしています。

（ 増加、 増減なし、 減少）

目標項目	2022年度 (第3次計画目標値)	2017(H29)年度 計画策定時	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率（男女全体） ※（ ）：回答者の総数	70.0%	52.3% (1,096人)	73.1% (1,523人)	76.2% (1,543人)	76.5% (1,765人)
前年度との比較	—	—	20.8% 	3.1% 	0.3% 
達成率	—	—	104.4%	108.9%	109.3%

目標項目	2022 年度 (第 3 次計画目標値)	2017 (H29) 年度 計画策定時	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率（男女全体） ※（ ）：回答者の総数	70.0%	52.3% (1,096 人)	73.1% (1,523 人)	76.2% (1,543 人)	76.5% (1,765 人)
前年度との比較	—	—	20.8% 	3.1% 	0.3% 
達成率	—	—	104.4%	108.9%	109.3%
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率（10代） ※（ ）：回答者の総数	80.0%	62.2% (90 人)	79.6% (54 人)	87.0% (46 人)	94.4% (54 人)
前年度との比較	—	—	17.4% 	7.4% 	7.4% 
達成率	—	—	99.5%	108.8%	118.0%
市民意識調査における「パートナーの日」を知っている人の割合 ※（ ）：回答者の総数	30.0%	8.7% (1,096 人)	10.7% (1,532 人)	14.8% (1,553 人)	12.7% (1,767 人)
前年度比	—	—	2.0% 	4.1% 	-2.1% 
達成率	—	—	35.7%	49.3%	42.3%
市の審議会、委員会などへの女性の登用率 ※（ ）：委員数の合計	40.0%	21.9% (986 人)	22.6% (910 人)	22.8% (974 人)	22.9% (979 人)
前年度との比較	—	—	0.7% 	0.2% 	0.1% 
達成率	—	—	56.5%	57.0%	57.3%

目標項目	2022 年年度 (第 3 次計画目標値)	2017 (H29) 年度 計画策定時	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度
係長級以上の女性職員の割合 ※ () : 該当する職員の総数	35.0%	29.5% (397 人)	29.6% (412 人)	29.6% (422 人)	29.4% (439 人)
前年度との比較	—	—	0.1%▲	0.0%↗	-0.2%↘
達成率	—	—	84.6%	84.6%	84.0%
市民意識調査における「賃金」に対する男女 平等感について、女性の回答のうち「男性が 優遇」「どちらかというと男性」の比率 ※ () : 回答者の総数	50.0%	68.4% (642 人)	57.9% (465 人)	60.9% (473 人)	54.5% (554 人)
前年度との比較	—	—	-10.5%↘	3.0%▲	-6.4%↘
目標値と各年度の値の差	—	+18.4%	+7.9%	+10.9%	+4.5%
市民意識調査における「人事配置や昇進」に対 する男女平等感について、女性の回答のうち 「男性が優遇」「どちらかというと男性」の比率 ※ () : 回答者の総数	50.0%	71.6% (642 人)	62.4% (473 人)	66.6% (473 人)	63.9% (556 人)
前年度との比較	—	—	-9.2%↘	4.2%▲	-2.7%↘
目標値と各年度の値の差	—	+21.6%	+12.4%	+16.6%	+13.9%
ワーク・ライフ・バランスなどに取り組んでい る企業数 (みえの働き方改革推進企業登録制度 の市内登録企業数)	35 社	6 社	9 社	12 社	14 社
前年度との比較	—	—	3 社▲	3 社▲	2 社▲
達成率	—	—	25.7%	34.3%	40.0%

目標項目	2022 年年度 (第 3 次計画目標値)	2017 (H29) 年度 計画策定時	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度
市民意識調査における「男女の地位の平等 (家庭生活)」について「平等」と考える人の割合 ※ () : 回答者の総数	40.0%	28.0% (1,096 人)	42.5% (1,509 人)	44.6% (1,521 人)	45.6% (1,748 人)
前年度との比較	—	—	14.5% ↗	21.0% ↗	1.0% ↗
達成率	—	—	106.3%	111.5%	114.0%
避難所運営マニュアル策定の地域数	6 地域	2 地域	2 地域	5 地域	6 地域
前年度との比較	—	—	策定なし	3 地域 ↗	1 地域 ↗
達成率	—	—	33.3%	83.3%	100%
まちづくり協議会における代議員の女性参画率 ※ () : 代議員数の合計	40.0%	18.2% (963 人)	18.5% (1,019 人)	18.7% (1,022 人)	19.7% (1,023 人)
前年度との比較	—	—	0.3% ↗	0.2% ↗	1.0% ↗
達成率	—	—	46.3%	46.8%	49.3%
女性の人権に関する市民講座等の開催	5	1	1	1	1
前年度との比較	—	—	前年度と同じ	前年度と同じ	前年度と同じ
達成率	—	—	20.0%	20.0%	20.0%

次の2つの項目については、毎年調査を行っていないため、計画見直しの際に実施する市民・事業者アンケートで現状値を確認します。

目標項目	2022年年度 (第3次計画目標値)	2017(H29)年度 計画策定時	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度
セクハラ防止対策をしている事業所の割合	60.0%	40.0%			
DV被害者のうち相談した人の割合	80.0%	49.3%			

※本年度報告書より、数値の表記方法を変更（小数点第1位で統一）

6 審議会による評価及び意見

令和2年度においては、令和元年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大により実施できなかった事業があるが、基本目標ごとに定めた施策の方向に基づき、各分野において様々な形での普及や啓発などの事業を実施しており、一定の結果が得られたと評価できる。

個別事業については、庁内各課における実施に際し、コロナ禍での取り組みについて検討する必要がある。

また、ドメスティック・バイオレンス等の被害者支援については、市民に対する相談窓口等の周知など、被害者が相談窓口で即座に繋がれるよう、今後もさらなる推進が望まれる。

【基本目標ごとの評価】

Ⅲ 働く場における男女共同参画の促進

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進は、人材の確保という点でも大切なことである。ジェンダーについての意識醸成や女性リーダーを増やしていくための取り組みが今後も必要である。
- ・女性が多い職場における男性のセクシュアルハラスメント被害など、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境について、多様な視点で考えていく必要がある。
- ・学校での積極的な取り組みにより、10代や20代といった若い世代の男女共同参画に関する意識が向上していることを感じる。企業の側からすると、制度の導入や取得率の向上など取り組むべき課題がある中で、ベテラン職員の意識改革に苦労している。多様な働き方を認めていくことが必要であり、若い世代の意識向上により今後事態は進展していくのではないかとと思われる。

Ⅳ 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画に関する教育は、教育現場において十分に実施されている。だがそれが職場における女性の活躍推進に中々結びつかない。それは家庭の、特に祖父母世代の意識の影響が大きいように思われる。
- ・子供の権利教育には人権に関する内容も含まれているので、一層の推進が望まれる。

Ⅴ 人権の尊重と心身の健康支援

- ・教育現場における人権教育の中で男女共同参画は必ず取り上げられており、学習会の開催など学ぶ機会が以前よりも増えている。「性別に左右されない人権尊重の意識づくり」に関連する事項として、小学生のランドセルの色の多様性など明るい兆しが見られる一方で、未だ社会には性別による思い込みや決めつけが存在する。子どもたちの意識に刷り込まれていかないよう、自分の好きな色を選べばよいと伝えるなど、日々の言動も意識して取り組みを継続されたい。

- ・コロナ禍において市民への啓発活動が難しい状況下にあるが、学校や企業で男女共同参画が進みつつあることは明るい兆しである。市民に対する分かりやすい啓発が今後一層必要である。

7 資料

都市宣言

伊勢市男女共同参画都市宣言

私たちは、美しい自然と豊かな文化に恵まれ、古くより"お伊勢さん"と親しまれたこのまちを誇りとし、男女が性別を超え、世代を超え、人として尊重しあい、喜びも責任も分かちあい、共にいきいきと自分らしく生きることのできる伊勢市をめざして、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成 18 年 7 月 11 日

伊勢市男女共同参画推進条例における基本理念

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。

2 社会における制度等の見直し

男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとらわれることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができるとともに、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の施策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と仕事等その他の活動の両立

男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。

5 国際的協調

男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

2020年(令和2年)度版

伊勢市男女共同参画基本計画実施状況報告書

令和3年12月発行

伊勢市環境生活部市民交流課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL : 0596-21-5513 FAX : 0596-21-5642

E-mail : kouryu@city.ise.mie.jp